



いわない 議会だより

発行 岩内町議会
編集 議会運営委員会
〒045-8555
北海道岩内郡岩内町字高台134-1
☎ 0135-67-7081
FAX 0135-67-7106
メールアドレス
gikai@town.iwanai.lg.jp



みなさんの安心・安全を守っています（岩内消防出初式）

2019. 2
No.143

第4回定例会報告	P 2～3
一般質問	P 4～21
議会日誌	P 22

第4回 定例会 報告

平成30年度各会計補正予算等を審議する第4回定例会は、12月10日招集され、町長より提案された議案の説明を受けた後、議案審査のため、休会に入りました。12月17日に再開し、5名の議員により町政各般にわたり一般質問が行われ、引き続き議案の審議を行い、12月21日閉会しました。

審議した案件

議案第1号から議案第17号までの17件は原案可決、議案第18号は同意議決、諮問第1号は適任議決となりました。

《予算》

○平成30年度一般会計補正予算（第5号）
障害介護給付費約6千3百万円及び職員給与費約590万円等について追加補正しました。

○平成30年度国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

一般被保険者高額療養費約1千355万円及び北海道国民健康保険団体連合会負担金37万円等を追加補正しました。

○平成30年度介護保険特別会計補正予算（第2号）

保険事業勘定の職員給与費約172万円を追加補正、介護サービス事業勘定の生きがい活動支援通所事業費負担金約8万円等を追加補正しました。

○平成30年度下水道事業会計補正予算（第3号）

職員給与費約102万円及び債務負担行為5千万円を追加補正しました。

○平成30年度一般会計補正予算（第6号）

職員給与費約418万円及び岩内・寿都地方消防組合負担金約120万円等を追加補正しました。

○平成30年度国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

職員給与費約11万円を追加補正しました。

○平成30年度介護保険特別会計補正予算（第3号）

職員給与費約12万円を追加補正しました。

○平成30年度下水道事業会計補正予算（第4号）

職員給与費約5万円を追加補正しました。

《条例設定・改正》

○岩内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例設定

子ども・子育て支援法に基づく、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担について必要な事項を定めるため、条例を設定しました。

○岩内町特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例設定

岩内町における都市計画区域内の用途地域以外に特定用途制限地域を設定することから、当該地域における建築物及び工作物の用途の制限を規定するため、条例を設定しました。

○岩内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例設定

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、小規模保育事業A型等の代替保育に係る特例等について、所要の改正をしました。

○岩内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例設定

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が定め

固定資産評価審査委員会委員に 森嶋 洋氏 決まる！ 人権擁護委員候補者に 氏川ひとみ氏

られたことに伴い、所要の改正をしました。

○岩内町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例設定

岩内町議会議員の期末手当の支給割合について、改正をしました。

○岩内町費特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定

岩内町費特別職員の期末手当の支給割合について、改正をしました。

○岩内町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例設定

岩内町教育委員会教育長の期末手当の支給割合について、改正をしました。

○岩内町費職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定

人事院勧告に準じた改定を行うため、岩内町費職員の給料及び勤勉手当の支給割合等について、所要の改正をしました。

《その他》

○損害賠償の額の決定

除雪車両事故による損害を賠償しました。

《人事》

○岩内町固定資産評価審査委員会委員の選任同意

森嶋 洋氏を選任することに同意しました。

○人権擁護委員候補者の推せん

氏川ひとみ氏を適任としました。

審議した意見書・決議書

意見案第1号から意見案第2号、決議案第1号は原案否決となりました。

○国保の抜本的改革を求める意見書……………原案否決

○「水産政策の改革」における慎重な検討を求める意見書……………原案否決

○永井明議長の不信任決議……………原案否決

議会を傍聴してみませんか。

議会開会については、当日の朝の防災行政無線でお知らせします。

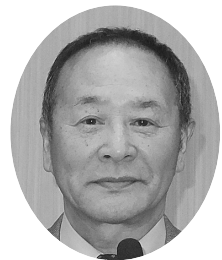
手続きは、受付名簿に名前・住所・年齢を記入するだけです。

一般質問 (要約)

12月17日～19日 5名の議員による一般質問が行われました。

金 沢 志津夫 議員 (新政クラブ)

町の経済政策の見直しを



■質問

1. 町では、老舗と言われる店舗が相次いで閉店する事態になっていく。商店街の空洞化と地域経済が破綻して町の存亡に関わる問題にまでなっており、急速な地域経済の落ち込みに追いつかない状態となっているが、こうした地方の現状を国の経済政策に照らしどのように認識しているか。

業種に偏った助成との指摘もあるが、町民の税金を投入するからには、全町的な目線で裾野の広がった助成の在り方を考えるべきと思うがどうか。

2. 町はこれまで行ってきた「街なか活性化」のための商工団体に対する各種イベント事業への助成等について、効果・検証を行ってきたか。また、どのような経済効果をもたらしたか。

4. 町を産業別に区分し、一次、二次、三次に分けた場合のそれぞれの割合と労働人口は。町の主要産業は。町の産業構造の変化をどのように分析し、今後、どのような対策を考えているか。

3. これまでの助成事業が最良策と考えるか。

5. 今後の町の大き計を示す指針となり、不況にあえぐ経済状況を直視し、総合的な観点から町に合致した経済政策を新年度予算で示していただきたいが所見を伺う。

1. 町長

国は、地方における人口減少と少子高齢化の進展により、雇用や産業基盤が縮小し、これが地域の活力低下につながり、個人消費や民間投資に力強さが欠けていると分析しており、地方における商店街の空洞化や地域経済の低迷などを受け、設備投資・事業承継などを支援する様々な補助金や税制などの経済政策を打ち出しているが、町においてもこれら制度の活用促進や、平成28年度より空き店舗活用支援事業補助制度を創設するなどして、商店街の活性化や空き店舗対策などに取り組んでいる。

しかし、地方の商店街を取り巻く現状に対する効果がなかなか現れない背景には、コンビニエンスストアの台頭、移動販売車による注文販売、インターネット通販など、消費者ニーズや生活スタイルの変化なども新たな一因と認識している。

2. 商工団体への主な助成事業は、軽トラック市を開催する街なか活性化事業、あきんど市を開催する商店街活性化支援事業、昨年度より開催している岩内港味覚市事業などがあり、いずれも、事業者からの要望等により、商店街の活性化や賑わいの創出、浜に活気を取り戻すことなどを目的に、商工業者をはじめ地域の様々な企業・団体による協力的体制によって事業運営しており、地元消費拡大や町のPRなどに貢献し、地域に一定の経済効果がある事業と認識している。

3. 商工関係者ら自らの発案による取り組みは、商店街の活性化を目指す町の商工業振興施策に合致し、一定の効果をもたらす有効な取り組みであると考えており、町の各種助成は、商工業振興事業に限らず、これまでも各分野で適正に運用されているが、今後も町全体に波及する効果的な助成となるよう配慮する。

4. 産業別区分の状況は、平成27年の国勢調査によれば、町での15歳以上の産業別労働者の割合と人口は、一次、二次、三次合わせて6,203人で、このうち一次産業が3,5%で217人、二次産業が32,9%で2,040人、三次産業が63,6%で3,946人となっている。

町の主要産業は、平成28年度経済センサス活動調査データなどから、卸・小売業や建設業であると考えているが、ニシン漁やスケトウダラ漁全盛期に基幹産業であった漁業・水産加工業が、

200カイリの影響や全国的な漁獲の減少など時代の変遷とともに、卸・小売業や建設業などの商業へと産業構造が変化したと分析している。

今後は、町の産業を取り巻く環境が厳しさを増す中で、近年の訪日外国人観光客の急増などで地域における新たな産業の創出やビジネスの展開も期待されることから、国の政策動向や地域の要請を踏まえながら、引き続き様々な分野に配慮した産業振興策を検討してまいりたい。

5. 人口減少に伴う地方交付税や町税収入の減収、社会福祉経費の増大などによる厳しい財政運営の中においても、町の将来に向けた活力ある地域づくりを目指すため、総合戦略に掲げる各種経済政策をPDCAサイクルにより検証した中で、優先順位を明確にし、限られた予算の中で着実に実行できる施策を新年度予算編成に反映するよう検討してまいりたい。

離岸堤の設置と

周辺整備で住民の

安全や産業の育成を

■質問

離岸堤は、津波対策だけでなく海岸の静穏度を保ち、海藻類の繁茂や浅海資源の増大につながる、産業の育成にとっても有効な施設である。

1. 離岸堤の設置について現在どのような進捗状況にあるか、設置の必要性と町の対応について伺う。

2. 町が支援している藻場造成事業だけでは磯焼けによる藻場の衰退に追いつかず、新たな自然石を投入し、良好な漁場形成が必要と思うかがか。

3. 野東地区まで設置されている防波護岸を、敷島内全域に至るまで延長し、住民の安全を確保するべきと思うが、町の対応は。

■町長

1. 離岸堤の設置等の海岸保全対策を検討してきたが、多額の費用負担を伴い、町の整備は困難な状況で、事業化に至っていない。

しかし、野東・敷島内海岸が国道に接していることから、国の道路事業として可能性があると考え、実施に向けて国と協議してきた結果、平成29年度から、野東の一部だが、大型防波護岸の整備が進められている。

近年の異常気象による越波や海岸浸食、津波から地域住民の生命財産を守るため、海岸保全は大変重要と認識している中で、対策全体の整合性、実現性から事業手法を検討するとともに、国への要望や、港湾区域に接しない野東・敷島内の海岸管理者の北海道と協議するなど、問題解消のため

取組みを継続する。

2. 岩内地区藻場保全活動組織が事業主体となり今年度から3年間実施する。工法は過去に藻場造成工事を行った囲い礁に設置してある異型コンクリートブロックに、海藻のフシスジモクを定植するもので、近年、道内の日本海沿岸の各地でも行われている。フシスジモクは成長が早く繁殖力も強いので、漁業資源の回復に繋がるものとして期待されている。磯焼け対策には、効果的な藻場造成が重要であると認識しており、岩内郡漁協の意向を確認し、有効な藻場造成事業が継続して実施されるよう、国や道に

対して働きかけを行うなど適切な支援をする。

3. 国は、国道229号において、平成29年度から事業費約7億円をかけ、特に暴風と越波等が頻発し、道路や通行車両等に支障を来している野東川河口付近から延長141mの区間について

て、老朽化した既存護岸を撤去し、新たにプレキャスト大型波返し防波護岸を設置する事業を進めており、平成31年度以降に完成すると伺っている。完成後は、越波対

義務教育学校の導入

について

策に大きな効果があると考えられるため、整備区間以外の敷島内に至る地区においても、国に対し、国道整備と合わせた防波護岸の設置を要望している。

■質問

1. これまでの導入を検討されてきた経緯とその理由について。

2. 先進地の事例で具体的にどのような効果や成果が得られているのか、また、弊害が生まれていないか。

3. 基本計画を策定する前提となる生徒数の推移は大変重要な要件となるが、第一期生が卒業する9年間は元より長期展望をどのように考えているのか。

4. 進学過程において高校、大学の受け入れ態勢と結びつきをどのよう

にするのか、また、近隣町村の生徒の受け入れや編入はどのように対応するのか。

■教育長

1. 現在学校では、学力向上対策のさらなる充実やいじめの撲滅、不登校や非行問題の抑制、老朽化した学校施設の改修や教育備品の更新など、種々の課題を抱えている。これらに迅速、的確かつ、機動的に対応していくために、岩内町学習環境推進計画検討委員会を、平成30年6月4日に

設立し、11月末までの期間で、6回の検討委員会を開催した。検討委員会では、教育

齊藤 雅子 議員（公明党）

中小企業支援策の推進を



3. 平成31年度に策定を予定している、基本構想も含めた基本計画の策定を推進する中で慎重に協議を行い、教育のあり方や長期展望について、検討を進めたい。

効果を十分に発揮できる教育環境とはどうあるべきかという観点から協議を進めた結果、児童生徒が一貫した教育方針のもと、生きていく力の育成を実現するためには、小中一貫教育に適合した学校マネジメントを可能とする施設として、施設一体型義務教育学校の導入を決定した。

2. 学年区切りの柔軟性を活用した教育カリキュラムによる学力向上対策や9年間の継続した指導による問題行動の抑制、異学年交流に伴うコミュニケーション能力の向上、部活動の小中一貫化に伴う体力の向上等の成果が報告されている。

弊害、デメリットは、人間関係の固定化やリーダーシップの育成機会の減少などが報告されている。

なお、デメリットは、教育課程や指導方法の検討及び改善を行うことが可能な学校経営に取り組みることにより、解消されるとの報告もされている。

4. 検討委員会では、小学校から大学までの連携を小中一貫教育に組み込んだ調査研究は行っていないことから、高校、大学の受け入れ体制と結びつきについて把握することはできない。

今後も関係機関などと進学の支援に伴う連携を強化し、義務教育学校が開設された場合においても地元高校との結びつきに努める。

義務教育学校が開設された場合の編入などについては、転出先の学校から引き継がれる内容をもとに、個に応じた、きめ細かな対応を推進することができると考え、円滑に対応できると考える。



■質問■

1. 中小企業の設備投資の支援について

中小企業が新たに導入する設備にかかる固定資産税を自治体の判断で、最大ゼロにできる「生産性向上特別措置法」が本年6月に施行された。これまでは、赤字でも支払わなければならない固定資産税が負担となって、

中小企業の設備の老朽化が進んできても、新たな設備投資に踏み切れない原因にもなっていた。同法により、中小企業の事業拡大や雇用創出による地域の活性化も期待される。自治体には、先端設備を導入するための「促進基本計画」の策定が求められ、固定資産税の軽減措置を行っている自治

体に限り補助申請事業の優先選択や補助率のアップといった優遇措置がある。町でも同法に基づき、固定資産税をゼロにする意向を示しているが、導入促進基本計画の策定等の現状と導入に当たっての周知について伺う。

2. 事業承継支援の取り組みについて

経営者の高齢化と後継者難により、廃業を余儀なくされる中小・小規模事業者が増えている。事業承継は、事業を引き継ぐ際にかかる相続税や贈与税が足かせとなつているため、2018年度税制改正に事業承継税制の抜本拡充が盛り込まれ、事業を引き継いだ時の相続税・贈与税の税負担を

100%猶予できるようになった。こうした支援策に対する中小企業の関心は高く、昨年度は8,526件だった相談件数が今年度は年間で1万件を突破する勢いだといわれている。

そこで町における事業承継税制の現状及び利用状況について尋ねる。

■町長■

1. 生産性向上特別措置法は、地域の中小企業による設備投資の促進に向け、先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業等を対象に、固定資産税を3年間、軽減する特例措置である。

具体的には町が策定する導入促進基本計画に適合し、労働生産性の向上が見込まれる設備投資と

して、中小企業者が策定した先端設備等導入計画を町が認定することとなる。

町では、すでに設備投資補助の優先採択に必要な課税標準をゼロにする町税条例の改正を本年5月の臨時議会において可決し、町が策定する導入促進基本計画についても、本年7月に経済産業省の認定を受けている。

今年度、地元企業による申請では、ものづくり・商業・サービス補助金で7事業所、5千7百万円が採択され、補助決定を受けており、このうち6件は、平成31年度課税分より3年間の固定資産税ゼロの特例措置を受ける予定となっている。

また、本支援制度の周知は、町のホームページ

で紹介したほか、商工会議所、金融機関などを通じ、地元事業者に広く情報提供してきたが、今後とも本制度の活用促進に向け、関係各署と連携のうえ、設備投資を予定している事業者の把握、情報提供、相談、申請支援など、各種補助金の活用促進に努めていく。

2. 事業承継税制は、経営者の高齢化と後継者難により廃業を余儀なくされる中小企業等に対し、次世代の経営者への引継ぎを支援する税制措置であり、自社の非上場株式に係る贈与税及び相続税の納税を猶予・免除するものである。

今回の税制改正により、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限の撤廃や納税猶予割合の引き上げなど、制度拡充のための特別措置が創設された。

これにより、承継時の税負担がゼロとなるほか、税制の対象となる後継者数が1人から最大3人まで可能に、また、雇

用要件が未達成の場合でも納税猶予が継続されるなど、中小企業経営の実情に合わせた拡充内容となっている。

小中学校の学習環境の整備と新たな取り組み

について

1. 小中学校における夏の暑さ対策について

今年の夏は最高気温を更新する猛暑の日々で、国は熱中症対策として、全国の公立小中学校の教室に、エアコンの設置費用が2018年度補正予算に盛り込まれた。今後、設置に踏み切るかどうかは、自治体の判断に委ねられる事になるが町の見解を伺う。

本州方面では、エアコン等の能力の高いものが必要と思うが、北海道に住む私たちは、高額な費用のかかるエアコンでなくとも、扇風機などでも夏の学習環境は補えるか

町においては、事業承継税制の利用実態は確認できていないが、今後も関係団体などと連携し、情報提供に努めていく。

と思うが、町における夏の暑さ対策として小中学校の教室に扇風機の設置を、と考えるが見解を伺う。

2. 学力向上にeラーニングシステムの導入を

平成30年2月、北海道教育委員会と千歳科学技術大学が連携協定を締結した。「千歳科学技術大学が独自に開発したeラーニングシステムが、北海道のように広域分散化した生活環境の中において、教育の充実発展に貢献する」とされた。eラーニングとは、パソコンやモバイル端末などの電子機器やインターネッ

トなどのネットワークを利用して行う学習で、場所を問わずいつでも学習する事が可能であり、学習内容は、道内の市町村教育委員会と多くの教員の協力を得ながら学習指導要領に沿って開発されたものであり、利用負担もなく学力向上に役立てる事ができ、児童生徒の学習機会を充実させる観点からも、eラーニングシステムの導入を、と考えるが見解を伺う。

と思うが、町における夏の暑さ対策として小中学校の教室に扇風機の設置を、と考えるが見解を伺う。

1. エアコンの整備は、児童生徒の健康保持をはじめ、学習環境の改善という面では、有効な対策と考えている。

しかし、国の公立学校施設冷房設備設置状況調査による、冷房設備の設置率は、全国では41.7%に対して、北海道は1.9%と低いことに加え、エアコンの購入費や電気設備費などが発生するほか、温暖差に対して不応を起す児童生徒への対応も必要と考えている。

こうしたことから、エアコンの整備については、関連する部署と総合的な検討を進めることが重要と考えている。

夏場の気温が上昇傾向にある教室の環境は厳しいと認識している。

教育委員会としては、これまでも行っている暑さ対策を実施するほか、扇風機の設置なども含め、検討を進めている。

2. これまで、コンピュータの更新や大型テレビなどを配置し、授業で活用できるICT教育環境の整備をしてきた。

また、国も、「わかりやすく深まる授業」の実現を目指すため、教育の情報化を推進していることから、ICT教育環境の整備が学力向上のためには重要であると認識している。

こうしたことから、北海道教育委員会と千歳科学技術大学が連携協力した、eラーニングシステムを学校や家庭で活用することは、非常に有力な

手段であると認識している。

しかし、eラーニングシステムを導入するには、保護者や担任などがある有効性を理解し、児童生徒の学習意欲を持続させるための取り組みが重要であることに加え、学校や家庭におけるインターネット環境の整備など、多くの課題が考えられる。

こうしたことから、eラーニングシステムの導入については、先進地の成果や課題などを分析したうえで、将来に向けた方向性を検討する。



「共同墓」の設置・推進を

■質問■

今、子どもなどの身寄りがない高齢者が増えているほか、家族との関係を絶った人もいるといった理由で、死後に遺骨の引き取り手がない無縁仏になるというケースが増え、自治体がこの対策に取り組み始めている。以前テレビの特集番組で無縁仏などが、大きな問題として取り上げられ「親子・兄弟・親戚に連絡しても誰も遺骨を取りに来ないので無縁仏になっている」といった内容で「なんとという世の中だろう」と心が痛むが、近年これが現実である。

■町長■

少子高齢化や、核家族化の進展に伴い、共同墓の整備に向けての要望が高まっていると認識している。

また、家族の多様化により、社会情勢の変化や様々なニーズに対応した墓地形態のあり方も求められている状況にある。

そのため、共同墓を設置している道内5市町に、収容数や使用条件、施設・設備規模、事業費などのアンケート調査を行った。

この結果を受け、共同墓の規模、設置場所や宗教的な中立等、町有施設として公共性を踏まえた施設の形態や機能、管理のあり方等の検討を進めており、平成31年度中には、宗派・寺院その他関係者との協議なども行い、共同墓設置の必要性や具体的な時期等を含め、一定の方向性を出せるよう努める。

子育て支援充実のための岩内版ネウボラの導入

について

■質問■

近年、少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化等により、妊娠、出産、子育てをする父母の不安や負担が増えていると考えられる。このため地域の実情に応じた妊娠期から子育て期に渡る、切れ目のない支援の強化が重要であると考ええる。

国は総合的な相談支援を提供するワンストップ拠点として「子育て世代包括支援センター」（日本版ネウボラ）の整備を掲げており、自治体もこの事業を実施している。国は同センターを法定化し平成32年度末までに全国展開を目指すことに、地域の実情に応じた産前・産後のサポートや産後ケア事業も推進していくとされている。

ネウボラとは、北欧のフィンランドで始まった子育て支援拠点で、フィンランド語でアドバイスの場所を意味する。妊娠・出産から就学まで保健師など同じ担当者が継続して見守り、切れ目なく総合的な支援を行う。

町の子育て支援も、着実に一歩一歩、進んで来ていると思うが、妊娠、出産、子育てと切れ目のない支援の強化を図っていくため、岩内版ネウボラの構築が必要と考えるが、次の点について伺う。

1. 町民が出産する場合の近隣分娩医療施設における産婦人科医の現状と今後の見通しについて。

2. 町における、妊娠、出産、子育て支援に対する事業の実施状況及び、子育てに関する相談窓口の状況。

3. 乳幼児を含む児童虐待ケースの報告。

4. 子育て世代包括支援センター（岩内版ネウボラ）の設置をどう考えるか、見解を伺う。

■町長■

1. 本年11月末現在では、俱知安厚生病院2名、おたるレディースクリニック1名、小樽協会病院2名となっている。今後もこの体制が続くと考えている。

2. 町における子育てに関する行政組織上の担当は、本年4月より民生部保健福祉課の社会福祉担当に、子育て支援担当を加え、窓口の一元化を図っている。

具体的な支援事業等については、社会福祉・子育て支援担当では、子ども・子育て支援事業計画の策定、子ども・子育て会議の運営などを行っている。

健康推進担当では、母子手帳の交付、妊婦健康診査費用や交通費の助成、保健センターにおいて、乳児相談、あかちゃんひろば、子ども何でも相談などの各種事業を開催している。

医療保険担当では、出産育児一時金の支給、未熟児養育医療費や乳幼児等医療費の助成等を行っている。

子育て支援センターでは、あそびの広場の開催、各育児サークルへの支援、子育てマップの作成などを行っている。

3. 平成29年度の報告件数は、面前DV、虐待、虐待疑いを含め、13件となっている。

4. 町では、妊婦の喫煙率や死産率、低体重児出生率も高く、産後の体調不良や精神面での不調を訴える産婦もあり、これらの対応が急務となっている。

虐待予防の面でも、誰もがどんなことも相談できる体制づくりに向け、町の実情に応じた産前・産後のサポート事業や産後ケア事業を推進していくことが、妊産婦や子ども

もの健康を守ることに結びつくものと認識している。

そこで、町では、保健センターを拠点として、保健師・栄養士が中心となり、主に産前・産後の親子を対象とした母子保健型の事業を実施する、子育て世代包括支援センターの設置を考えている。

その後、保育所整備と合わせ、現在検討している子育て支援センター機能の充実が図られた場合には、保健センターと子育て支援センターが連携した、より強固な切れ目のない子育てをサポートする体制を構築していきたい。

出生数が大幅に減少する中で、町子育て世代包括支援センターの役割は重要であり、先行町村や関係機関、妊産婦本人の意見等を参考に、早期の開設に向けた、準備をすすめていく。

本間 勝 美 議員 (志政クラブ)

義務教育学校の設置について

■質問■

本年度の町教育行政方針で義務教育学校調査事業として、小中学校9年間を通じた教育課程の編成と地域の実情に応じた小中一貫教育の導入に向けた取組等を推進に揭げた。私も教育現場経験者として、社会文教委員会と視察で平成29年10月岩手県大槌町大槌学園、平成30年9月秋田県井川町立井川義務教育学校を視察してきた。

1. 義務教育学校は、学校教育法第38条に教育上有益かつ適切であると認めるときに設置できるとされているが町長の見解は。

2. 本年4月より岩内町学習環境推進計画検討委員会を設置し協議検討を行っているがメンバーと開催回数、協議内容など現時点での進捗状況は。

3. 視察した2校では開校までに5〜6年かかっている。町では、どのようなタイムスケジュールなのか。開校時の学校規模は。

4. 義務教育学校の場合、小中学校両方免許保有者が必要と考えるがその人員確保の考えは。現在ある教員住宅の数は。広く全道から志のある、やる気のある教員確保をしようか。

5. 現在ある4校の3年間の光熱費は。

一体型の新校舎の場合と旧校舎と新校舎併用の場合が考えられるが、他の校舎や体育館の活用方法は。基本計画策定の際、旧校舎の活用方法も同時進行で検討協議して活用すべきではないか。

■町長■

1. 義務教育学校については、教育委員会から協議・検討の経過報告を受けており、選択肢の一つと認識している。

設置については、今後の町づくりには大きな影響を及ぼすことから、長期的な視点に立ち、町づくり、財政運営など関連する部局において、検討が必要と考えており、総合的に判断する。

■教育長■

2. 教育関係者のほかPTA会長など、21名で構成され、平成30年6月4日に検討委員会を設立後、11月末までの期間で、6回の検討委員会を開催している。



検討委員会では、中学校への進学に関する課題克服、義務教育9年間の発達段階を踏まえた教育の推進を目的とした計画の策定を目指すとともに、施設についても、充実した学びの環境を提供するために必要となる施設の創設に向けた課題や実現性などについての協議を進めている。

進捗状況は、「めざす子ども像」や「学校像」などを検討する中で、検討委員会として推進する方向を施設一体型義務教育

育学校の導入と決め、現時点で想定できる範囲内での、施設のポリシーや建設候補地などについての決定をしている。

3. 基本構想も含めた基本計画の策定を平成31年度に進めるとともに、庁舎内に様々な課題を解決するための検討部会の設立を目指す。

平成32年度以降の計画については、部会から出される案件や保護者などに周知を行う中で交わされる意見などを参考に熟議を重ねることにより、詳細な事業計画が明確になってくると考える。

開校時の学校規模は、開校を平成36年4月に想定した中で、児童生徒数の推移をもとに検討委員会で検討され、40学級となっている。

4. 義務教育学校で勤務する教職員は、原則、小中学校の両免許状を併有することとなる。

後志教育局に確認をしたところ、施設一体型義務教育学校では、小学校

免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程を指導できるものの、両免許の併有が望ましいと回答を得ており、現在の教職員が所有する免許状で問題がないことから、人員確保についての問題は発生しないと考える。

教育委員会が管理している利用可能な教員住宅の戸数は28戸。

施設一体型義務教育学校の導入を推進することは、町の将来、さらには、児童生徒の未来を大きく左右する重大な事業であることに加え、学校教育の成否は、教職員の資質能力に負うところが極めて大きいと認識している。

学校教育を巡る様々な課題に対応のできる教職員の確保など協議を慎重に進め、これらに対応した教員住宅の在り方などについても検討したい。

5. 平成27年度、約1千4百92万円。平成28年度、約1千5百86万円。平成29年度、約1千6百57万円。

新規に学校を建て替えた場合、残った校舎の具体的な方向性等については、検討委員会をはじめ、様々な部会や関連する部署などと、慎重に協議を進めたい。

小・中学校教育の

充実について

■質問■

1. 今年3月に北海道教育委員会は、学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」を策定した。町における、1週間当たりの教職員の勤務時間数は。町における業務改善計画の策定内容と保護者や地域の方々への理解と協力は。

2. 町も平成27年度より「フッ化物洗口」が始まったが、後志管内における実施状況は。「フッ化物洗口」に用いる洗口液を京極町や共和町において、今年度より『医薬品』から『医薬品』に変更している状況は、把握しているのか。町では、『医薬品』は北海道フッ化物洗口ガイドブックに基づき、歯科医師の指示のもと、薬

剤師が安全計量・分包するのであれば、問題ないと認識だが、より安全性の高い『医薬品』への変更は考えられないか。

3. 先日公表された平成30年度「学力学習状況調査」の結果を受け町の小・中学生の現状と分析は。具体的な学力向上策は。来年度は中学生に英語の調査が加わるが、調査内容は。

4. 町内小中学校の過去3年間の不登校児童・生徒数の推移は。つばさ教室に通学し学校に復帰できたケースは。学校・教育委員会・家庭との連携を深め不登校児童・生徒にならない取組の強化が必要ではないか。

1. 本町に勤務する教職員の勤務実態については、全国の状況などと同様に長時間勤務を余儀なくされている教職員が多くいると認識している。教職員の労働課題の改善に努めることを目的とした、岩内町立学校における働き方改革「アクション・プラン」を策定し、教育委員会と学校が連携を深めながら、教職員の働き方改革に向けた取組を推進している。アクション・プランの内容は、1週間当たりの勤務時間が60時間を超え教員をゼロにすることや部活休養日を全ての部活動で実施することなどを目標と定め、目標を達成するため、月2回の定時退勤日や夏季休業及び冬季休業期間の学校閉庁日の設定などを推進する内容。

アクシオン・プランを推進するためには、学校、家庭、地域などとの信頼関係や共通認識が重要であることから、ホームページや学校だよりなどを活用し普及啓発に努めている。

2. 各町村で使用している洗口液の種類は、公式に集計され、公表されたデータは確認できないことから、正確な状況を把握するには至っていない。

京極町や共和町で試験から医薬品に変更している状況は把握していない。

学校保健委員会でフッ化物洗浄剤の安全性について協議・検討を行い、後志総合振興局や後志歯科医師会などの意見を参考に試験を選択した。

また、洗口液は薬剤師が薬局の中で劇薬指定除外の濃度に希釈し使用しており、これまでの期間、洗口液の危険性などに関する問題の報告もない。洗口液に関する安全性は確保されていると考えられているため、現時点での変更は考えていない。

3. 調査結果では、全国及び全道の平均正答率より低く、中でも算数・

数学は低い結果だったが、後志教育局が分析を行った結果、岩内町は以前と比べ、確実に学力は向上しているとの評価を受けている。

しかし、まだ全国・全道の平均に達していないことから、学校では、児童生徒一人一人の解答状況などの分析を行い、成果と課題を明確にしながら、指導方法の工夫改善につなげ、個に応じた指導や補充的な学習を行い、基礎学力のさらなる定着を図る取り組みを行っている。

教育委員会としても、教員の定数加配や学習支援員の配置によるきめ細かな指導、後志教育局の指導監などによる助言、学力向上に関する情報の提供などを行い、児童生徒の学力水準の向上に努めている。

英語の調査内容は、聞くこと、読むこと、書くことについては記述式の問題とし、話すことを問う問題は口述式によるものとした内容。

4. 過去3年間の不登校児童生徒数の推移は、平成27年度14名、平成28年度21名、平成29年度21名。

つばさ教室では、不登校児童生徒の個々の能力に応じた学習支援などを通しながら、学校復帰などに向けた取り組みを推進しているが、過去に学校へ完全に復帰したケースはない。

しかし、つばさ教室に通級しながら、学校へ月2日程度登校できるようなったケースもある。

不登校の未然防止のためには、児童生徒に寄り添った、きめ細かで温かい指導が重要なことに加え、不登校のサインとなる状況が見られた際には、学校や保護者、スクールカウンセラーなどと連携を図り、早期の支援に取り組むことができる学校体制の構築が重要であると考える。

現在も実施している関係機関との連携を強化し、教職員が一丸となつて、様々な問題を抱えている児童生徒が置かれた

環境へ指導協力を行うと共に、スクールソーシャルワーカーの導入など、

新たな取り組みの可能性についても、調査研究を進めたい。

運動公園施設の充実と

管理について

■質問■

1. 運動公園内の木々が風による倒木、根っこよりめくれあがつたままの状態で点在したり、ハイ松がうつそうと茂りスズメバチが発生したとの話も聞いている。現状の把握と今後の対応は。

2. 過去3年間の運動公園施設の利用状況は。

3. 今年で15回目となる岩内町長杯全道少年U-10サッカー南北海道大会の3会場で使用するサッカーゴール1組がかなり古く危険な状態であり、毎年小樽望洋台サッカー場より運んで来ていると聞いている。現在ある、少年用サッカーゴールの購入年月日はいつか。

石灰によるライン引き

で芝の盛り上がり補修した経緯がある。少年サッカーゴールやペンキ式のラインカーは、金額的にも高額ではないことから、新規購入し、今以上に素晴らしい大会にするために設備投資や維持管理にもつと力を入れるべきと考えるがどうか。

4. 陸上競技場は、昭和57年2種公認、平成19年度4種公認の施設に格下げとなった。公認申請は、5年毎に施設の見直しをするか聞いているが、現在の公認は、

2種公認から4種公認の格下げにともない、備品の設置要綱も大きく変わったと思う。使わなくなった備品の保管・廃棄状況はどのようになっているか。

石灰によるライン引き

■町長■

1. 本年9月4日から5日にかけて町に接近した台風21号により、町内各所で被害が発生、園内12か所でも倒木があり、利用上の支障がある場合や危険性が高い9か所は、数日のうちに撤去している。

現時点で残された倒木は、撤去に必要な重機の走行で芝生を傷めるなどの支障があり、敷鉄板で対策すると費用がかさむことや、緊急性がない状況なので、雪を踏み固めて重機が走行できる時期を待つて撤去する。

園内の樹木の維持管理は、これまでも委託業務で、園内を見回り、植生を確認、必要に応じて剪定しているほか、大がかりな剪定が必要な場合は別発注している。

しかし、スズメバチのほか、景観の悪化や繁殖期のカラス、暴風による倒木も懸念されるので、見回りによる確認を徹底、強化し、園内の問題事を迅速に把握、予防的措置も含め的確に対応

するなど、適正な維持管理に努める。

2. 平成27年は、テニスコートが382人、弓道場が125人、野球場が2,474人、陸上競技場が4,009人、サッカー・ラグビー場が5,437人、多目的広場が2,931人で、全体の計は1万5,358人。

平成28年は、テニスコートが256人、弓道場が52人、野球場が1,081人、陸上競技場が4,169人、サッカー・ラグビー場が5,057人、多目的広場が2,846人で、全体の計は1万3,461人。

平成29年は、テニスコートが292人、弓道場が58人、野球場が2,308人、陸上競技場が4,009人、サッカー・ラグビー場が4,644人、多目的広場が2,931人で、全体の計は1万4,242人。

3. 大会では、サッカー・ラグビー場2面、臨時的に陸上競技場1面

の計3面のフィールドを設け、使用する少年用サッカーゴールは、施設の備品としては平成21年7月17日購入の2組であり、不足の1組は主催者側が用意し、開催には支障がないと認識している。また、サッカー・ラグビー場は少年用のサッカーフィールドは2面までであるので、現在、少年用サッカーゴールを追加購入することは考えていない。なお、ペンキ式ラインカーの購入は、石灰との性能差や効果などを把握し、検討する。

サッカー・ラグビー場の芝の管理は、専門業者の助言を基に委託業務で実施しているが、今年度は、芝の水やり15回、施肥は4回、土壌軟化施工法によるエアレーションを1回、芝刈り込みは、

ほぼ毎週の29回実施し、目土散布、種子の追播、施肥を実施し、良好なコンディションを保ち、楽しくプレーできるように努めてきた。

今後とも良好な状態で大会が開催できるよう、

引き続き、サッカー・ラグビー場の適切な設備投資、維持管理に配慮していく。

4. 陸上競技場は、昭和57年の新設時は2種公認され、その後、平成9年に3種公認に変更、平成19年には4種公認に、さらには昨年11月以降は非公認になっている。

これは、公認継続に必要な設備や備品等の基準を満たせなかったことによる。

2種公認から3種公認、3種公認から4種公認となった際は、設置が義務づけられる備品の品目や数量が減り、非公認の場合は備品の設置が義務づけられないが、現有施設を維持していく方針なので、直ちに備品を廃棄するのではなく、使用できる備品は倉庫に保管し、使用に耐えられなくなった備品は、その都度廃棄している。

棒高跳び用のマットは、以前から旧勤労青少年ホーム体育館にて保管しているが、傷みが激し

いため、できるだけ早い時期に処分したい。



大石 美 雪 議員 (日本共産党議員団)

泊原発のずさんな点検体制に疑問 危機管理意識の欠如が 不良機器の放置に

■ 質 問 ■

2018年12月7日、北海道電力株式会社は「泊発電所3号機における保安規定に定める運転上の制限逸脱について」とホームページに掲載した。

内容は11月9日、停止中の泊発電所3号機において点検していた非常用発電機について試運転のため中央制御室から起動操作をおこなったところ起動しない事象が発生した。

■ 質 問 ■

再稼働の賛否を問わず原発の安全性に不安を持っている住民は、事業者の危機感のなさに強い憤りを感じている。

原因調査の結果、非常用ディーゼル発電機の制御盤内にあるリレー端子台に接続される2本の端子のうち1本の端子に接続不良が認められた。9年間、取り付け不良状態で点検をパスしてい

たことになる。

町として確認が必要と思うかがかか。

1. 北電の安全に対する姿勢を町として再稼働賛成反対以前の問題としてどのように受け止めているのか。
また、北電に対しては安全管理へのあまりにもお粗末な姿勢、危機感のなさに抗議や申し入れをしたのか。
2. 分解点検の期間は1台で何ヶ月を規定しているのか。停止後に稼働可能な1台が分解点検の時期はあったのか。あったとしたらその期間など

ようだがリレー端子接続状況、目視確認など制御盤での目視はどのように行っていると聞いているのか。

3. 1・2号機でのこのミスは北電から聞いていないのか。

4. リレー端子1本1本の接続を確認するように点検マニュアルでは規定されているのではないのか。
定期検査での非常用発電機の検査方法や点検マニュアル、検査項目など、非常用発電機など作業員の月1回の点検では何を点検しているのか具体的に町は北電などから報告を受けているのか。
5. 非常用発電機の起動検査は中央制御室から起動操作で行われているのか。
6. 点検した非常用発電機の安全確認は誰が行い、その検査の責任は誰が最終的にするのか。町としてこうした保安規定の逸脱をどのように考えるのか、どのような対応をするのか。
7. たまたま、今回は作業員が緩みを確認するため配線を引っ張り、固定していなかった端子が外れて不備が露呈したというのであれば定期検査や定検作業というものの信頼性は地に落ち原発を動かす等という以前の問



題では無いのか、所見を伺う。

8. 非常用発電機のメンテナンスをおこなっている会社のマニュアルに基づき点検が行われていないのであれば期間を付けて何を点検しているのか。町として具体的に聞く必要があるのでは無いのか。

3. 問題ないと聞いています。

4. 端子1本1本の接続を確認する手順ではないが、端子の健全性が維持されていることを締付ビスの緩みが無いことと確認する手順としていることである。

9. 定期検査のあり方、点検のあり方、北電による周辺町村への報告のあり方など徹底した危機管理のあり方など改めて総点検するなど町として求めるべきと思うが所見を伺う。

また、分解点検では、ディーゼル機関及び制御盤の点検等を行い、その後、技術基準に適合していることを確認する検査を実施し、月1回の点検では、発電機が正常に起動することを確認していることである。

7. 8. 発電機の制御盤については、ディーゼル機関の振動が制御盤に伝わる事が無いよう、別の部屋に設置し振動については十分な配慮を行い、制御盤の点検時でも、重要な端子が緩んでいることが無いか、確認していることである。

維持した状態にあることを各保守主管課で確認していることである。北電には、これから示される規制委員会の判断や再発防止策などの指示に対し、真摯に対応するよう、町として、北海道及び岩手4町村と協議しながら取り進める。

実施による不断の努力が、原子力発電所の安全・安定運転に繋がるものであり、規制委員会による調査結果等を踏まえながら、北電に対し、真摯な対応と、是正措置、予防措置、再発防止策の報告など、速やかな情報公開に努めるよう北海道や関係町村と連携しながら求める。

■町長

1. 大変残念に思うところであり、事業者として本件事象を重く受け止めて、原因究明、再発防止策、さらに迅速な情報公開などを強く求めた。

2. 1基当たり30日程度の期間で実施し、停止中も分解点検の時期はあるなどを、町として確認

5. 納入時及びその後定期検査では、締付ビスに緩みが無いことを触手で確認しているが、取付不良に気づくことができなかったと聞いています。

6. 発電機の安全確認と検査については、北電の責任で行うものであり、構成する設備が機能



9. 原子力発電所は、いかなる事情があれども、安全性が全てに優先するものと考えている。定期検査や点検の適正な

高くて払えない国保税

「資産割」「平等割」

「均等割」の廃止で

安心して払える国保税に

■質問

1. 直近の全道町村広域連合123保険者の中で収納率は改善されたのか。

6. 町の国保加入世帯主の職業構成別割合は。また、2017年6月定例会では職業の割合は把握していないとしているが国保税収納率を上げるための制度とする時に実態を知ることが大切と思われるがいかがか。

2. 現年度課税分における新規滞納者のうち、所得階層100万円未満の方の割合は。

7. 町の被保険者1人当たりの保険料は。また加入世帯の平均所得は3年前と比較してどのように推移しているか。

3. 国保税の軽減判定を受けている世帯の推移は。

8. 加入世帯の平均所得も50万円近く減りその反対に保険料は5万円も多くなっている。高い保険料や収入の減少から払いたくても払えない国保税になり、滞納世帯が出てくるのも必然では無いのか。

4. 平成30年度の加入者数と割合は。国保加入者数の推移は。

5. 短期保険証の発行や資格証明書の発行は行われているのか。また、その数はどのように推移しているのか。

8. 加入世帯の平均所得も50万円近く減りその反対に保険料は5万円も多くなっている。高い保険料や収入の減少から払いたくても払えない国保税になり、滞納世帯が出てくるのも必然では無いのか。

9. 全国知事会は国保税を「協会けんぽの保険料並み」に引き下げるために国保の定率国庫負担の増額を求めているが、町は全国知事会、全国市長会、全国町村会などと同じく国庫負担の増額を求めているか。町の対応は。

12. 「資産割」「平等割」「均等割」を、収納率の向上や加入世帯の保険料の軽減に資するため4方式から外し高い保険料を安くするべきでは。

13. 子どもの数が多いほど国保税は引き上がる「均等割」が低所得者や家族が多い世帯に重い負担にしている最大の要因である。これを廃止し、「逆進的な負担」をなくして所得に応じた保険料にすべきでは。

10. 協会けんぽなどの被用者保険で所得300万円30歳代の夫婦と子ども2人の保険料と、国民健康保険で同じ所得、家族構成を比較した場合の保険料の推計は。

11. 所得割、資産割、均等割、平等割の課税4方式のうち資産割は、二重課税となっていることから廃止は当然である。自治体独自の軽減度高

しても均等割の独自軽減を進めることが子育て支援でもあり、資産割・平等割を4方式から外し、高くして払えない保険料を払える保険料にすることではないか。

1. 町における国保税の収納率は、平成29年度現年度課税分が90.22%で、全道町村広域連合123保険者中最下位ではあったが、これまで80%台だった収納率が90%台になったところである。

2. 平成30年12月12日現在での現年度課税分における新規滞納者は157人であり、そのうち、世帯所得金額100万円未満の方の割合は、59.87%となっている。

3. 国保税の軽減判定を受けている過去5年間の世帯数の推移は、平成26年度1,329世帯、平成27年度1,315世帯、平成28年度1,

15. 均等割を外して「協会けんぽの保険料並み」は、現在の国保税が半減する保険料で、町と

263世帯、平成29年度1,190世帯、平成30年度1,238世帯と年度により変動はあるが、国保加入世帯数の割合の比率は年々高くなっており、今後の経済状況にもよるが、軽減判定を受けると世帯数の割合は増えるものと考えている。

4. 平成30年11月末現在における加入者数は2,476人で、割合は19.59%。加入者数の推移は、平成27年度3,114人、平成28年度2,886人、平成29年度2,720人と、人口減少に加え、平成28年10月施行の社会保険制度改正により、短時間労働者への社会保険加入の適用拡大や、各種事業所における社会保険等未加入対策の強化に伴い、国保加入者の減少傾向は続くものと考えている。

5. 短期被保険者証や資格証明書の交付には、町独自で交付基準を定め、納税折衝の取れない滞納者に対し、窓口への来庁を促す手段として行っているもので、短期被保険者証は、平成27年度は115世帯、平成28年度は48世帯、平成29年度は79世帯、資格証明書は、これまで交付したことはない。

5. 短期被保険者証や資格証明書の交付には、町独自で交付基準を定め、納税折衝の取れない滞納者に対し、窓口への来庁を促す手段として行っているもので、短期被保険者証は、平成27年度は115世帯、平成28年度は48世帯、平成29年度は79世帯、資格証明書は、これまで交付したことはない。

6. 税の申告では、納税義務者の所得については、給与所得、営業所得などの区別はしているものの、当該納税義務者の職業までは申告の情報から特定できない。

7. 平成30年度における町の1人あたりの国保税は、8万4,851円。なお、30年前の加入世帯の平均所得については、当該数値を算出するために必要な調査結果が現存しないことから、比較できない状況である。

8. 町を含む全国の国民健康保険は被保険者が減少する中、高齢者の割合が高く、加入者の所得水準が低いことから、今後の医療費の増加に対応するため、国庫負担割合の引き上げが求められている。

このためには、国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、国保財政基盤の拡充・強化が必要であることから、国の責任において実効ある措置を講じるよう、国に要望している。

また、現在、国の社会保障審議会において、他の医療保険制度も含め、負担能力に応じた負担の

国保税の収納率の向上に努める。

また、現在、国の社会保障審議会において、他の医療保険制度も含め、負担能力に応じた負担の

また、現在、国の社会保障審議会において、他の医療保険制度も含め、負担能力に応じた負担の

また、現在、国の社会保障審議会において、他の医療保険制度も含め、負担能力に応じた負担の

また、現在、国の社会保障審議会において、他の医療保険制度も含め、負担能力に応じた負担の

あり方などが検討されていると承知している。

9. 国の公費負担については、国民皆保険を支える重要な基盤である国民健康保険を持続可能な制度とするため、全国町村会や全国市長会、全国知事会の「地方三団体」と「国」との協議で確約された、毎年3、400億円の国費の投入を最低条件とし、さらに、

今後の医療費の増加に耐えるる財政基盤を確立するため、国が責任を持つて財源を確保することを強く求めており、町としても引き続き北海道町村会を通じ、全国町村会に対し国庫負担の更なる拡充を求めていく。

10. 質問の家族構成で、協会けんぽの北海道版健康保険・厚生年金保険の保険料額表を参考に計算すると、概算で年額22万1,400円を被保険者が負担することになり、町の国民健康保険税では、年額43万4,600円となる。

11. 12. 13. 国民健康保険料及び国民健康保険税の算定については、国民健康保険法及び地方税法の定めにより、すべての加入者に「均等割」と「所得割」を課すこととされている。

「均等割」に関しては、町村会や市長会、知事会と連携し、子どもに係る均等割保険料及び税を軽減するための支援制度の創設を要望しており、こうした制度のあり方については、国が設置している国保基盤強化協議会や社会保障審議会などで議論、検討がなされていくものと考えている。

また、「平等割」と「資産割」は、自治体の判断で課することができるとされており、「平等割」については、道内全ての保険者が賦課しており、「資産割」は、かつては資産を有する農林水産業及び自営業者が国保加入者の中心だったことから、資産割を課する4方式を採用する自治体が多数であった。

しかし、昨今の国保加

入者の状況を踏まえ、また道の示す標準保険料率は、資産割を除く3方式であるため資産割を除く保険者も増えてきている。

そうした観点では、今後、資産割を除く3方式も含め、地域の実情に合った税率改正を検討していかなければならないものと考えている。

14. 厚生労働省の発言については承知しているが、市町村の国民健康保険特別会計は、原則として必要な支出を、国民健康保険に加入されている方々の保険税や保険料で賄い、単年度の収支を均衡させることが原則であると認識している。

保険税や保険料全体を一律に引き下げ、これを町独自で税率を軽減し、その補てんを一般会計から繰入することは、一般会計及び国民健康保険特別会計の財政健全化の観点からも慎重に行わなければならないものと考えている。

15. 現在の健康保険制度では、国民健康保険以外は会社側が保険料の半分を負担することになっており、「協会けんぽ」と「国民健康保険」の間で格差が出ている要因の一つであると認識している。

また「協会けんぽ」は、加入企業の従業員を対象としている職域保険の一つであり、自営業者や年金受給者など職域保険に加入していない地域住民を対象としている地域保険である国民健康保険とは、保険制度全体の設計に違いがあることから、これを一自治体で同様に議論することは無理があるものと考えている。

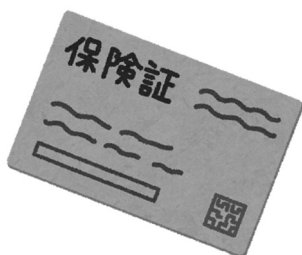
そこで、現行の賦課方式を所得割のみとすることは、国民健康保険法施行令及び地方税法で示されている賦課方式に抵触すること、加えて町の国保加入者のうち、所得割が賦課されている割合は50.36%であり、これで医療給付費等に対応する保険税を確保するに

は、一部の加入者のみが大きな負担を負うことになる。

また、これまでの国民健康保険特別会計は、一般会計からの法定外繰り入れをしているにも関わらず、平成29年度末で1千780万1200円の累積赤字を抱えており、その要因の一つが保険税の減少によるものである。

こうした状況下において、所得割のみの賦課方式で国民健康保険特別会計を運営することは困難ではあるが、現行の税率が平成20年度より見直されていないことから、4方式の賦課方式のあり方も含め、総合的視点にたつた税率改正が必要となる時期にきているものと考えている。

いずれにしても、国民健康保険特別会計が持続的かつ安定的に運営できるように努める。



平日の延長保育をなくし

7時30分から18時を保育時間に

土曜日も半日から平日と同じ保育時間

へ拡大し利用者ニーズに応えよ

■質問

1. 現在の保育所児童数は保育所定員数から見ると、全体で利用率は

44.3%である。

全般的に子ども達が集まらない問題がどこにあると考えているか。

2. 岩内町延長保育実施要綱が、平成27年4月1日から施行され、保育料金以外に延長保育料の持ち出しがかかることに。この施行までの経緯はどのような利用者要望からか。

3. 近隣町村では保育時間に對して、地域の状況に合わせて住民ニーズに応えようとしている。町は利用者要望があることを把握していなかったのか。

把握していただいたら

取り組め無い問題点や改善点はどこにあると考えるのか。

4. 土曜日は午前8時30分から12時45分までとしているが、この時間帯へのシフトはどのように決まったのか。

5. 住民ニーズに応えるべく土曜交流保育を中央保育所において実施しているが利用状況は。

6. 土曜交流保育に登所しない3保育所の子どもの親は皆、職場は土曜日は休みの方達か。

各保育所毎の子ども達の親の土曜休日の勤務実態や土曜日の子ども達の生活実態はどのようになっているか保育所は把握しているのか。

7. 土曜日の保育利用者から改善要望は出てこないのか。

保育時間の設定が土曜保育利用者の増加につながらないのではないか。

社会文教委員会では、10月31日から11月20日にかけて保護者アンケートを行い「保育所の整備、要望など74件のアンケートを回収した」と報告している。

8. アンケートの中に平日の時間延長、土曜日の平常保育はニーズとしてできているか。

9. 町の保育所開所時間は午前8時だが、8時の始業時間では8時前に子どもを保育所に連れて行かなければならない。多様なニーズに応える

ためには検討も必要である。

10. きめ細かい対応の検討と執行に向けての子育て会議や保護者懇談会・住民懇談会を行い、利用者が使い勝手の良い様々なニーズにきめ細かく応えて行く保育所にすべきと思うがいかがか。

1. 町の0歳から5歳児の人口の大幅な減少が、入所児童数減少の主な要因であるが、加えて町には、ふたつの私立幼稚園が開園しており、その中で保護者の方が働き方などにより、保育所と幼稚園を選択しているものと考えている。

■町長

2. 延長保育の導入は、利用者要望もあるが国が進めている子ども子育て支援新制度の中で、短時間保育に認定された児童の保護者が、認定を受けた時限を超えて迎えに来る場合などに、保育時間を延長し利用できるように要綱を定めたもの。

延長保育料は、保育料で標準時間と短時間に差を設けていること、延長保育の利用が臨時的であることを踏まえ、利用する保護者に相応の負担を求めるとした。

3. 利用者要望の過去の記録は、文書の保存年限上すべては残っていないが、平成28年7月の保育所保護者への保育時間に係るアンケート調査では、夕方の保育時間で、午後5時30分以降の迎え時間を希望する回答が、41件と最も多く、早朝の時間延長希望が3件、土曜交流保育の時間延長希望が2件で、これを受け、平成29年4月施行の改正時に、最も要望が多かった夕方の保育時間を30分延長し、午後6時までとした。

4. 土曜交流保育は、文書の保存年限上、過去の記録がないため、開所時間の詳細な決定経緯は確認できない。

5. 1日平均の利用人数で、平成25年が6,000人、平成26年が8,300人、平成27年が6,700人、平成28年が9,500人、平成29年が9,700人。

6. 7. 土曜交流保育は、利用を希望する保護者の申込みで保育を提供しているため、利用していない保護者の勤務状況や子ども達の生活実態は把握していない。

また、土曜交流保育の改善要望は、保護者面談や母の会でも具体的な要望などは出されていないため、現在の保育時間の設定が利用者の増加につながないか確認できていない。

8. 74件の意見・要望をいただいた中で、平日の保育時間の延長が8件、土曜交流保育の時間延長が7件。

9. 10. 平常の保育時間は、これまで夕方の保育時間の延長を図ってきたが、今回のアンケート調査では、始業時間の拡

調査では、始業時間の拡

大を求める回答も3件あり、終業時間の延長も含め新たな保育時間の設定の検討を要すると考えている。

また、女性活躍の推進や働き方の多様化、町の産業形態など、保護者が求める保育ニーズと、公立保育所の役割も意識し、新たな保育所が町の子育て支援を担っていく基幹的な保育所として、保護者の求める多様なニーズにも応えていくための検討を進めることとしている。

一方で、様々な保育ニーズに対応するには、新たな保育士の確保も必要となること、これに合わせ財政的な負担も増大するなどの課題も懸念される。

こうしたことから、今後の町における公立保育所の役割、保育ニーズと、これに伴う人的・財政的負担等も含め、岩内町子ども・子育て会議や保護者説明会などで、より良い方向性を示していきたい。

岩内町特定用途制限地域内における

建築物等の用途の制限に関する

条例(案)、岩内町水資源保全条例(案)

と観光振興について

■質問

1. 2017年スキーシーズンの利用実績では、アジア富裕層の割合は1割に満たなかったと報告され、的外れの計画である。その原因はどこにあるか。町は考えているか。

2. キャットツアーをメインに取り組まれたが、町民も1日料金6万5千円か。リフトのシーズン券の価格は前年と同じか。

3. リフト周辺の土地は町有地で、リフトを無償で貸し付けしている理由は。地代金は請求しているか。

岩内町特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例(案)では、

4. リゾート地区の中心は何処で、半径は約何キロを予定しているか。

5. 町や山の景観が損なわれないように看板の大きさやホテルの高さや外壁の色などの規制ができるように条例で定めおくべきでは。

岩内町水資源保全条例(案)では、

6. 地域の指定については、岩内町環境審議会の見解を聴き、地域の確定はしているか。

7. 水源保護地域は、町で該当する地域はどの

12. 「山は海の恋人」と言われている。観光振興だけにとらわれず、フランスの取れた施策が求められている。町の考えはどこにあるか。

■町長

1. 事業者はニセコの特徴や北海道観光客の国別傾向などを分析して運営方針を定めており、町としても妥当な計画であると判断している。

2. キャットツアー料金は、一律6万5千円となっており、リフトのシーズン券は前年と同じ価格である。

3. 民間資本による運営継承後も、町民スキー場としての役割を担うことを大前提とし、町の支援策の一つとして実施している。地代金についても同様の理由で無償貸付としている。

4. 町道円山循環線の東端をおよその中心として、南北約1.5キロメートル、東西約1.5

キロメートルの多角形なエリアを予定。

5. 建築基準法で「用途制限内容は地方公共団体の条例で定める」とあるため条例設定するが、その制限範囲を超える、

良好な都市景観形成が目的のいわゆる「景観条例」とは分けて考えるもの。

景観条例は、山岳景観や自然環境との調和、地域全体の秩序ある土地利用など考慮して進めていくため、町としてどんな規制が適正か、その必要性も含め検討していく。

6. 7. 8. 水源保護地域は、町内に数箇所ある町水道や湧水の水源周辺を想定している。

水源涵養保全地域は、市街地ではなく、比較的農地や山林が多い地域を想定している。

いずれの地域も、本条例の施行後、環境審議会の意見を聴いたうえで決定するものであり、現段階で具体的な地域の場所、範囲等が確定しているものではない。

9. キャットツアアの強化や安全性向上など、事業運営の魅力向上を後押しすることで、リゾート開発全体の計画がより推進されるものと期待している。

10. 計画されている新たな庄雪車の通路は、岩内岳の東側に位置しているため登山道への影響はない。

11. 12. リゾート計画の立ち上げ段階から、関係条例の整備に向けた検討を進めてきており、良好な環境保全は大変重要であると認識している。

秩序を確立していく中で、観光資源の観点では、北海道森林管理局により「レクリエーションの森」地区として位置づけされている区域でもある。

自然環境に配慮した規制と、観光振興の両面に配慮しつつ、リゾート計画が推進していくよう、引き続き支援していく。

会です。

施設一体型義務教育学校

は諸課題解決の方策に

なるのか

■質問

1. 今現在、小学校2校の教育上の課題、中学校2校の教育上の課題の主なものは、それぞれどういうことが挙げられるか。

2. 1で挙げた課題を施設一体型義務教育学校で解決できるとする理由は、具体的にどこにあるか。特に、急がれる不登校や中学生の数学の学力の底上げなどは、施設一体型義務教育学校になれば解決するのか。

3. 町学習環境推進計画検討委員会は21人で構成されているが、どのような構成になっているか。

4. 3回目の検討委員会です。

5. 児童・生徒を置き去りに、教育の理想やビジョンもなく、はじめに施設を決めることにしたのはなぜか。

6. 検討委員会では、700人程度の施設一体型義務教育学校の視察・研修をして十分な検討ができるように、町は予算を組むべきでは。

7. 10月、11月では、建設候補地の選定、町としての方向性の確認となっているが、今現在、それらは決まっているか。

8. 今ある校舎で、今ある課題を、後志教育局などの支援を受けて解決すべきでは。

9. 義務教育学校は、平成28年4月に制度が創設されたばかりなので、

それを実施している学校の視察・研修をして、今は十分な検討をすべき時では。

10. 施設一体型義務教育学校を設置することが教育上有益かつ適切であると判断できるか。できるとするならばその理由は。

■教育長

1. 小中学校の主な課題は共通しており、学向上関係では、9年間を通した一連の流れで、統一した学習ができる学校体制の確立。問題行動関係では、児童生徒の情報活用できる学校体制の定着。不登校関係では、家庭環境の改善や中一ギャップなどの解消に努めることのできる学校体制の構築。特別支援学級関係では、9年間継続した指導のもと、寄り添いながら指導できる教育環境の構築などの諸課題を抱えている。

2. 検討委員会で協議した内容となるが、学力

向上関係では、例えば、中学校の教職員が児童に対して、専門性の高い授業を展開するなど、柔軟な教育カリキュラムを活用した授業展開が可能となり学力の向上が期待できる。

問題行動関係では、児童生徒の情報リアリティに教職員が共有し、活用することにより、問題行動の抑制や規範意識の向上が期待できる。

不登校関係では、生活リズムの変化などストレスの軽減が期待でき、これによって、中一ギャップなどの不登校の抑制が期待できるなど、町における教育の諸課題の解決及び抑制に期待できると考えている。

3. 検討委員会の委員は、教育関係者のほか、PTA会長などで構成されている。

4. 検討委員会では、一貫した教育方針のもと、生きる力を育成するために有効な学校経営を小中一貫教育の推進と決

定し、小中一貫教育に適合した学校マネジメントを可能とする施設として、施設一体型義務教育学校の導入を決定した。

5. 検討委員会では、教育効果を十分に発揮できる教育環境とはどうあるべきかという観点から、教育の諸課題や小中一貫教育の関連性、道や町の教育方針を基準に設定した「めざす子ども像」や「めざす学校像」などをもとに、教育ビジョンの根底となる学校経営基本構想案を作成したうえで、施設の形態などの協議を進めており、児童生徒を置き去りにしているということではない。

6. 先進学校の視察は、教育課程の円滑な導入や課題を解消するための情報収集などを行うためには重要であると認識していることから、関連する部署と協議を進めた

7. 周辺の環境や通学対策、安全対策をはじめ

め、学べる環境に配慮した施設としての建設候補地を、総合的視点により選定することを基本方針として選定し、候補地に関する優先度を決定している。

また、町の方向性については、検討委員会としての確認事項ではない。

8. 施設一体型義務教育学校も含めた、既存の学校に関する長寿命計画策定時の注意点や、今後の方向性、支援の有無について、道教育委員会及び後志教育局から、助言を受けている。

今後についても、関連する機関などと連携を密にし、情報収集に努める。

9. 施設一体型義務教育学校の導入は、町の将来、さらには、児童生徒の未来を大きく左右する重大な事業であるため、教育委員会としては、検討委員会や保護者、教職員、町民などで実現する事業であると認識している。

こうしたことから、関

連する部署などと、あらゆる角度から協議・検討を進め、慎重に事業に取り組んでまいりたい。

■町長■

10. 義務教育学校については、教育委員会から協議・検討の経過報告を受けており、選択肢の一つと認識している。

設置については、長期的な視点に立ち、町づくり、財政運営など関連する部局において、あらゆる角度からの検討が必要と考えており、現段階において、設置について判断していない。



佐藤 英行 議員（市民自治を考える会）

子供会の現状と

これからについて

■質問■

子供会は、地域の中で異なる年齢の集まりとして、自主性を重んじ、「遊び」を通じて、仲間と助け合う力・課題をともに解決する力を身につけることもに心身のたくましさの形成につながるというわれている。

しかし、急速に進んでいる少子化、部活動や塾、習い事など子供を取り巻く環境の変化等で、子供会が本来の目的と活動を行うことが困難になっている。

子供会は、まだ社会的訓練を受けていない子供の集まりなので視野も狭く、力の強い子供により支配される危険性もある。そのためにも指導者が必要だが、そのなり手もいなくなっているのが

現実である。

町には岩内町子供会奨励規則があり、子供会の設立促進のため、設立奨励金として千円以内、育成奨励金として1年に250円を小学校1年から中学校3年までの人数を対象に交付するとしている。

1. 子供会の数の過去5年の推移は。
2. 子供会に入っている人数の過去5年の推移は。

3. 今年交付している奨励金はいくらか。
4. 町として子供会を奨励していく立場で、今後子供会の設立および育成をどのように考えているのか。

るのか。

■教育長■

1. 2. 育成奨励金を交付した子供会の数と人数は、平成25年度は6団体、189人、平成26年度は4団体、134人、平成27年度は5団体、139人、平成28年度は5団体、126人、平成29年度は5団体、118人。

3. 今年度は、5団体で124人に対し、3万1千円交付。
4. 本町の子供会は各町内会・自治会の中で組織され、主にラジオ体操や夏祭り、クリスマス会などの子供会活動が実施されており、こうした活動を支援するため、各子

供会に奨励金を交付している。
また、近年は少子化などにより子供の数が減少し、子供会活動が停滞している状況から、各子供会の連携や交流を図るため、岩内町子ども会育成連絡協議会の主催により、小学生玉入大会などを開催している。



今後も、本協議会による相互間の連携・交流や、子供会への奨励金の交付を継続するとともに、子供会の設立・育成は、子供数の減少により子供会活動を休止せざるを得ない町内会・自治会もあることから、各町内会・自治会における子供会の活動状況を勘案しながら、奨励するよう努める。

岩内町地域公共交通

（いわない循環バス

ノッタライン）について

■質問

町民の生活の重要な交通手段として、実証運行を経て、平成28年10月からいわない循環バス「ノッタライン」が運行開始した。

1. これまでの乗車実績は。

2. 12月1日より循環ルートを変更しているが、どのような理由で変更したのか。

3. 本年3月末で中央バス岩内円山線が廃止されたが、廃止はいつ中央バスからいわれたのか、廃止による影響は検討したのか、その検討結果は。

円山近くのアリスの里団地には円山線のバスを利用して通院や買い物をしていただ方もいる。

4. 自家用車を持たない

い、または利用できない高齢者などの交通弱者の通院や買い物利便性を図るため、円山線廃止の代替として週に1〜2度でも循環バスを廻せないものか。そのためにアリスの里団地町内会との話し合いはできないのか。

5. これまでであった公共交通手段がなくなったので、地域内フィーダー系統確保を図るためにも、移動の足の確保の実施に向けて積極的に検討すべきではないか。

6. 新時刻表を見ると1時間半ごとに各停留所に止まることになっているが、共和町にある量販店への循環を念頭に、停留所の数を選定したうえでの運行を考えることはできないのか。

■町長

1. 平成28年10月から平成29年9月までの合計は2万9千430人、平成29年10月から平成30年9月までの合計は3万4千793人。

2. 相生・野東地区の一部地域は、岩内円山線のルートと重複しないよう運行していなかったが、岩内円山線の廃止に伴い、「ノッタライン」の運行を求める声が多く寄せられたことから変更した。

また、道営野東団地周辺を經由し「西宮園円山通」に入る右折が難しいことや、冬季路面で低床式の新車両では、「西宮園円山通」の転回場所が車両が埋まる可能性を運行事業者から聴き取り、「西宮園円山通」停留所を廃止した。

3. 路線廃止の申し入れは、平成29年1月20日。廃止の主な理由は、路線バスとして果たすべき利用人員が僅少であることなどから民間事業者とし

て存続困難であると判断したと聞いている。

このため、当初の「ノッタライン」のルートを決める際に、岩内円山線の区間を外した経緯があった第二中学校から道営野東団地周辺を回るルートを加える見直し判断し、これ以外のルート拡大は、他の方法も含め、更に検討を加えることとした。

4. 5. アリスの里団地町内会長より将来的な交通弱者の拡大を懸念する意見があった。引き続き、温泉施設を利用する町民はもとより、アリスの里団地の住民や円山循環線の沿線住民、円山地区の観光事業者の意見なども踏まえ、岩内町地域公共交通活性化協議会で、町に合った交通体系の形成を検討する必要がある。

6. 共和町の量販店へのルート拡大は、路線バスルートとの重複や他の公共交通事業者への配慮

などを必要とし、現時点では検討していない。

これからの地域公共交通の確保・維持・改善の進め方は、意見・要望への迅速な対応も大切ではあるが、多様な住民ニーズをすべて網羅する地域公共交通の確保は現実的に困難なため、地域経営の一環で考える観点が必要であり、最終目標としてまちづくりや地域活性化

化、安全・安心な暮らしに繋がる「持続可能な地域公共交通」の実現に、取り組んでいかなければならない。
引き続き、地域の特性や交通サービスの実現性、住民ニーズとのバランスなどを十分に見定め、協議会での合意形成を図り、地域に合った地域公共交通のあり方を考えていく。



泊原発再稼働と

「泊発電所周辺の安全確保及び環境保全に

関する協定書」第2条

計画等に対する事前了解

について、及び新安全

協定の締結を

■質問■

「泊発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」（安全協定）において（計画等に対する事前了解）「第2条、丙は、原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を新増設し、変更し、又は廃止しようとするときは、甲及び乙と協議し、事前にご了解を得るものとする。」とあるが、

1. 「原子炉施設及びこれに関連する主要な施設」とはどのような施設をいうのか。
2. 「新増設し、変更し」とはどのような内容なのか。
3. 現在規制委員会では審査を受けている泊3号機の再稼働について事前協議の有無は。そしてその理由は。
4. 新たにUPZ圏内になった自治体も含めて、現在規制委員会で行

われている泊原発3号機の新規基準適合性審査を行っていることを踏まえ、新たに各自治体が同等に権限を確保する内容の安全協定を締結すべきではないか。

■町長■

1. 「原子炉施設及びこれに関連する主要な施設」とは、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第3条第1項第2号に規定する施設及び復水器の冷却に係る取水施設をいい、施設の主要なものとして
2. 「新増設し、変更し」とは、「核燃料物質、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、原子炉格納施設である。また、「新増設し、変更し」とは、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の8第1項の許可、いわゆる原子炉施設設置変更許可を受ける場合、復水器の冷却に係る取水の位置、方式、流速又

は量を変更する場合である。

3. 再稼働については、「安全協定」第2条に定める計画等に対する事前了解事項の対象にはなっていないため、事前協議はない。
4. 町としては、岩宇4町村及び北海道が、北電と締結している安全協定の内容で、協定の趣旨は一定程度担保されていると考える。

このため、現時点において、当事者の枠組みを変更しての新たな安全協定の締結は考えていないが、原子力行政に関し、更なる知見が示されるなど、より充実した内容に改定すべき事由が生じた場合には、地域住民の安全・安心の確保を最優先に議論されるべきものと考えます。



一般質問の全文は、町のホームページ内「議会」のページにて公開しておりますので、ご覧ください。

町公式HP : <http://www.town.iwanai.hokkaido.jp/>

議 会 日 誌

- | | | |
|-----|---------|----------------------------------|
| 11月 | 1日 | 建設産業委員会 |
| | 3日 | 岩内町功労者表彰式 |
| | 3日 | 第二中学校開校70周年記念祝賀会 |
| | 14日 | 議会活性化委員会 |
| | 19日～21日 | 第62回町村議会議長全国大会及び北海道横断自動車道に係る中央要望 |
| | 23日 | 国道5号倶知安余市道路（倶知安～共和）着工式・記念祝賀会 |
| 12月 | 3日 | 原子力発電所問題特別委員会 |
| | 4日 | 社会文教委員会 |
| | 5日 | 建設産業委員会 |
| | 6日 | 総務委員会 |
| | 7日 | 議会運営委員会 |
| | 8日 | 後志自動車道 余市IC～小樽JCT間 開通式典・開通を祝う会 |
| | 10日 | 第4回定例会招集 |
| | 10日 | 各派代表者会議 |
| | 17日～21日 | 第4回定例会再開 |
| | 18日 | 歳末特別警戒 |
| | 18日 | 10大ニュース審査会 |
| 1月 | 4日 | 岩内郡漁業協同組合岩内地方卸売市場初セリ式 |
| | 4日 | 岩内青年会議所新年交礼会 |
| | 5日 | 岩内町新年交礼会 |
| | 6日 | 岩内消防出初式 |
| | 13日 | 岩内町成人式 |
| | 15日 | 議会活性化委員会 |
| | 21日 | 岩内体育協会新年会 |
| | 22日 | 議会活性化委員会 |
| | 23日 | 岩内建設業協同組合・建設業協会新年交礼会 |
| | 25日 | 岩内商工会議所新年交礼会 |
| | 28日 | 南後志法人会岩内地区会新年交礼会 |

編 集 後 記

「議会だより143号」をお届けいたします。第4回定例会での一般質問を中心に編集しました。

ぜひご覧になって、町の方針や議会活動もご理解願いたいと思います。

なお、議会だよりでは、一般質問を要約してお届けしています。議会の一部しかお伝えすることができませんので、町政を一層ご理解いただくため、町議会を傍聴ください。

会議の内容は、会議録に詳細に記録されておりますので、ご覧になりたい方は議会事務局へお問い合わせください。

また、議会だよりに対するご意見ご要望等がありましたら、議会事務局までぜひお聞かせください。お待ちしております。

（議会運営委員会）